

# 視聴覚ライブラリー設置の経緯について

## 1 市町村設置の経緯

昭和 46 年 2 月 文部省社会教育局に「視聴覚ライブラリー研究会」の設置  
7 月 文部省社会教育局長通達  
「視聴覚ライブラリー研究会」の報告を要約



**社会教育・学校教育において視聴覚手段を活用して  
学習効果を高めるとともに、教育の機会を拡充する**



### 視聴覚ライブラリーの整備

- ① 教育委員会事務局は、視聴覚ライブラリーの設置根拠等を条例、規則等で明確にする
- ② 県、市町村は提携して、視聴覚機材、教材について計画的に財政措置を講ずる（必要基準あり）
- ③ 視聴覚ライブラリーの組織上の位置づけは、地域の実情に即して教育委員会が責任を持って判断する

昭和 63 年 2 月 文部省社会教育局学習情報課長通知  
「社会教育審議会社会教育施設分科会」の中間報告



**地域における生涯学習の中核的施設として期待される  
公共図書館の整備方向を取りまとめる**



- ① 図書館整備地域の拡大
- ② 図書館サービス体制の充実
- ③ ネットワークの推進に重点を置きながら施策を進める

#### (1) 図書館資料・情報の提供

図書館は地域社会の情報拠点、学習拠点である。一般書はもとより、専門書、地域資料、音声・映像などの各種視聴覚メディアに及ぶ多種多様な内容の資料や情報提供が求められているので、一層の整備・充実を図る必要がある。

#### (2) 図書館資料・情報の収集・保存

視聴覚メディア等は、公共図書館と視聴覚センターや視聴覚ライブラリーとの収集分担も考えられる。

視聴覚メディアは、市民が生涯学習を進める上で有用なものであり、今後は視聴覚センター・ライブラリーとの関係を含め、その収集・提供の在り方について検討していく必要がある。

平成元年 5 月 文部省生涯学習局長通知  
視聴覚センター・ライブラリー実態調査の実施



視聴覚センター・ライブラリーの設置・運営状況の  
実態把握と視聴覚教育行政の基礎資料の収集・整備

## 2 視聴覚機材・教材の変遷

視聴覚機材・教材については、当初団体鑑賞用、学校教育用として 16 ミリフィルム及び映写機が収集、配置されるようになりました。

その後、レーザーディスクが出現しましたが、大きさに取り扱いにくい点からさほど普及せず、現在の DVD へと移行するようになり、映写機材も 16 ミリ映写機の製造が中止され、DVD プレーヤー及び液晶プロジェクターへと変わっていきました。当市においても、団体鑑賞用の DVD につきまして購入をすすめています。映像著作権の関係から高価なことから、購入数が限られています。

現在の機材、教材の利用状況は、視聴覚ライブラリー統計のとおりです。

## 3 視聴覚ライブラリーの今後

当市図書館は、平成 28 年度から 3 分館及び視聴覚ライブラリーを指定管理者による管理に移行しました。事業としての「ウィークエンド・シネマ」は指定管理移行前と同様に継続しています。

近隣市では、埼玉県西部 10 市のうち 9 市に視聴覚ライブラリーがあり、うち 8 市が図書館での管理で、所沢市のみが視聴覚センターとして独立しています。ただし、狭山市では視聴覚ライブラリーの運用を停止しているようです。視聴覚室がある 8 市のうち貸出しをしているのは 5 市ですが、有料での貸出しは 1 市のみです。

入間市では今後、図書館としての視聴覚関連事業の改善を図るとともに、視聴覚ライブラリーの「視聴覚室」を一般に貸出して有効活用したいと考えておりますが、視聴覚ライブラリーの設置目的である視聴覚教育以外での利用に対し、可能性を模索しているところです。